

光市病院局公告第3号

公募型プロポーザル方式に基づく「光市立光総合病院経営改善支援業務」に関して、次のとおり公告する。

令和8年2月20日

光市病院事業管理者 桑 田 憲 幸

1 件名

光市立光総合病院経営改善支援業務

2 業務内容

別途配付する「光市立光総合病院経営改善支援業務仕様書」のとおり

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 別添「光市立光総合病院経営改善支援業務仕様書」に示す業務を安定的かつ適正に実施できること。
- (4) 令和3年4月1日以降において、光総合病院と同規模程度の病院（概ね200床以上の病院）の経営改善支援業務に従事した経験を有すること（業務実績については、現在履行中のものも可とする。）。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又その構成員（暴力団お構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でないこと。

5 担当窓口

〒743-8561

山口県光市光ヶ丘6番1号

光市立光総合病院 総務課 担当：杉野

TEL 0833-72-1000

FAX 0833-72-6018

電子メール hkr-gyoumu@hospital.city.hikari.lg.jp

6 プロポーザル関係資料

(1) 配付期間

令和8年2月20日（金曜日）から3月12日（木曜日）午後5時まで

(2) 受取方法

光総合病院ホームページ (<https://hikari-hosp.jp/>) から入手するものとする。

7 一次審査（書類審査）

プロポーザルに参加しようとする事業者は、下記のとおり申請書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月12日（木曜日）午後5時まで

(2) 提出場所及び問合せ先

上記5の担当窓口と同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留等確実な方法）によることとする。持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の休日を除く午前8時15分から午後5時までとし、郵送の場合は、受付期間中（最終日は午後5時まで）必着とする。

(4) その他

参加者が多数の場合は、一次審査として書類審査を実施し、二次審査の参加者を選定することがある。なお、一次審査の結果については、令和8年3月17日（火曜日）までに通知する。

8 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

一次審査で業務提案者に選定された者に、企画提案書及び見積書の提出を求め、本業務に対するプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、最優秀企画提案者を選定する。

(1) 提出期限

令和8年3月30日（月曜日）午後5時まで

(2) 提出場所及び問合せ先

上記5の担当窓口と同じ。

(3) 提出方法

上記7(3)に同じ。

9 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施日時等

(1) 日時

令和8年4月14日（火曜日） 午後1時から（予定）

各提案者の開始時間は別途通知する。

(2) 場所

山口県光市光ヶ丘6番1号 光市立光総合病院 1階講堂

(3) その他

会場への入場は、1提案者につき3名以内とする。

所用時間は、1提案者につき20分以内の発表後、質疑・応答を10分以内で行う予定としている。

電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ光総合病院が準備したプロジェクターを利用することができる。使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は認めない。ただし、内容の省略による页数の変更及び構成の変更は妨げない。

10 契約業者の選定方法

公募型プロポーザル方式とし、企画提案書、見積書及びプレゼンテーションの結果を光総合病院が設置する審査委員会により審査し選定する。

11 その他

プロポーザルの詳細は別添「光市立光総合病院経営改善支援業務に関する公募型プロポーザル実施要項」を参照すること。